

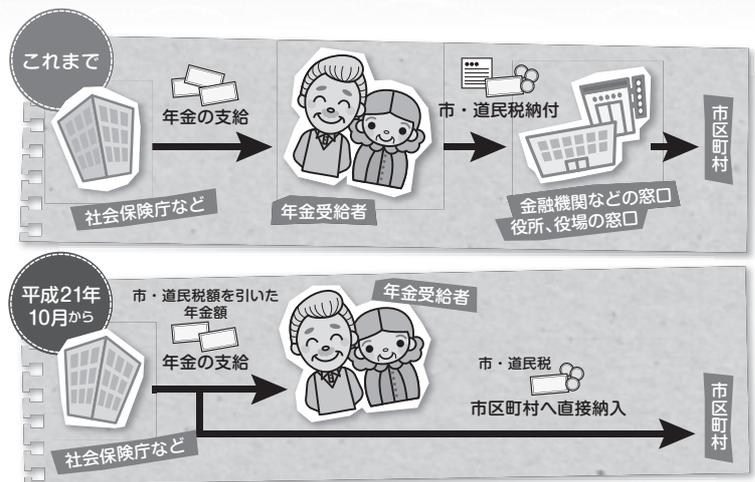
年金を受け取っている皆さんへ

10月分の公的年金から 市・道民税が引かれます

現在、公的年金を受け取っていて市・道民税を納めている人は、年4回納付書などで納めていますが、10月からは年金から引かれる特別徴収（天引き）に変わります。

これにより、金融機関などに納めに行く手間が省けるほか、支払い回数も増えることで、1回当たりの負担額が少なくなります。

特別徴収…社会保険庁などが、年金から市・道民税を引いて、市や道に納めること



対象はどんな人ですか？



4月1日現在、65歳以上の年金を受け取っている人で、平成21年度の市・道民税が掛かる人です。ただし、その中でも、介護保険料が年金から引かれていない人や、引かれる市・道民税額が老齢基礎年金など、支給される年金額より多い人は対象になりません。



1回当たりの負担額が少なくなるって
どういうことですか？



年金のみの収入で、年間の税額が6万円の場合を例にとると、下表のように変わります。

これまで（平成20年度）

年に4回納付書などで納める（1回当たり15,000円）

納付月	納付書で納める（普通徴収）			
	6月	8月	10月	1月
税額	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円

平成21年度

6・8月は年税額の1/4ずつ（各15,000円）を納付書などで納め、10・12・2月は年税額の1/6ずつ（各10,000円）が年金から引かれる

納付月	納付書で納める（普通徴収）		年金から天引き（特別徴収）		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円



遺族年金からも市・道民税は引かれますか？



遺族年金や障害年金など、非課税の年金は対象外です。対象になる年金は老齢基礎年金や退職年金、昭和60年以前の制度による老齢年金などです。

《詳細》課税課市民税係 ☎2294

ホームページ <http://www.city.muroran.lg.jp/main/org2500/nenkintokutyhtml.html>

※課税課は広域センタービル1階に移転しました。